

高齢者虐待防止・障害者虐待防止のための指針

社会福祉法人キングス・ガーデン東京

練馬キングス・ガーデン

- ・特別養護老人ホーム・ショートステイ
- ・デイサービス・ホームヘルプ・居宅介護支援
- ・地域包括支援センター（介護予防支援事業所）

東中野キングス・ガーデン

- ・グループホーム・小規模多機能居宅介護

練馬の丘キングス・ガーデン

- ・ユニット型/従来型特別養護老人ホーム
- ・ショートステイ・デイサービス

1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に質することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。
委員会は3カ月に1回以上開催し、次の事を協議します。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ② 虐待防止のための職員研修に関すること
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備すること

- ④ 職員が虐待等をした場合に、自治体への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
 - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (2) 委員会の構成 委員会は委員長（施設長）を置き、事業推進会議の委員で構成します。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を年 2 回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、会議録を作成し保存します。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに自治体に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、自治体および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、虐待防止担当者としします。
- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげます。
- (3) 施設系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告します。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげます。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じな

いよう細心の注意を払って対処します。

(3) 対応の結果は相談者に報告します。

8 身体拘束の排除に関する事項

身体拘束を防ぐためには、身体拘束禁止規定の周知だけでなく、身体拘束がもたらす数々の弊害や、拘束が拘束を生むという悪循環の実態などについて幅広く意識啓発を図る必要があります。「身体拘束はやむを得ない」や「廃止は不可能」といった固定観念や認識を正していく努力が必要です。介護保険法及び障害者総合支援法では、例外的に身体拘束が容認される「緊急やむを得ない場合」の規定があり、具体的な要件、その場合の手続き及び具体的な拘束に関する記録の義務が定められており、適切に対応します。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者および職員等がいつでも閲覧できるようにします。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は 2023 年 10 月 1 日より施行する。

2025 年 8 月 1 日一部改正